

# 平成25年度決算及び 平成30年度までの5年間の収支見通しについて

---

平成26年10月17日

協会けんぽ（医療分）の平成25年度決算~~（見込み）~~を  
足元とした収支見通し（平成26年7月試算）について  
（概要）

○ 試算の趣旨

- ・ 協会けんぽ（医療分）の平成25年度決算~~（見込み）~~を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した平成30年度までの5年間の収支見通しを、平成27年に向けた医療保険制度改革の議論のための基礎資料としてお示しします。

○ 試算の制度前提

今回お示しする収支見通しの特別措置終了後（平成27年度以降）の制度前提は以下の通りです。

制度前提A（現状維持）

- ・ 国庫補助率 16.4%
- ・ 被用者保険が負担する後期高齢者支援金は、1/3総報酬按分

制度前提B（協会要望）

- ・ 国庫補助率 20%
- ・ 被用者保険が負担する後期高齢者支援金は、全額総報酬按分

（注）制度前提B（協会要望）の施行時期は、平成27年度～平成30年度の4通り。  
なお、施行前の国庫補助率等は「現状維持」とする。

1. 平成 25 年度の協会けんぽの決算見込みについて

協会けんぽの平成 25 年度の収支〔医療分〕

(単位:億円)

		25年度決算 (見込み)
収入	保険料収入	74,878
	国庫補助等	12,194
	その他	219
	計	87,291
支出	保険給付費	48,980
	老人保健拠出金	1
	前期高齢者納付金	14,466
	後期高齢者支援金	17,101
	退職者給付拠出金	3,317
	病床転換支援金	-
	その他	1,559
	計	85,425
単年度収支差		1,866
準備金残高		6,921
保険料率		10.0%

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

2. 5年収支見通し(平成26年度～平成30年度)について

- 平成25年度の協会けんぽ(医療分)の決算(見込み)を足元とし、一定の前提において、平成30年度までの5年間の収支見通し(機械的試算)を行った。

○ 平成28年度前の賃金上昇率は、平成23年度～平成25年度の標準報酬月額の実績を勘案し、対前年度比で0.1%とした。但し、平成26年度は4月までの実績を織り込み、対前年度比で0.2%とした。

○ 平成28年度以降の賃金上昇率は、次の3ケースの前提をおいた。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 低成長ケース(注) ×0.5	1.15%	1.45%	1.4%
II 0%で一定	0%	0%	0%
III 過去10年間の 平均で一定	▲0.4%	▲0.4%	▲0.4%

(注) 低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(平成26年財政検証結果)」(平成26年6月)における低成長(ケースF～ケースH)にも用いられているものである。

○ 制度改正等については、以下の前提で試算している。

※ 70～74歳の一部負担は、平成26年4月以降新たに70歳になる者から2割負担としている。

※ 高額療養費については、平成27年1月からの制度改正を織り込んでいる。

※ 消費税10%(平成27年10月)への引上げに伴う診療報酬改定については、消費税8%(平成26年4月)への引上げに準じている。

### 3. 法定準備金について

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならない(健康保険法160条の2)とされており、その額は下表のように見込んでいる。

(単位：億円)

制度前提	平成29年度	平成30年度
制度前提A(現状維持)	6,400	6,500
制度前提B(協会要望)		
27年度から施行	6,200	6,300
〃 28年度から施行	6,300	6,300
〃 29年度から施行	6,300	6,400
〃 30年度から施行	6,400	6,400

(注) 上記の法定準備金は医療分である。



## 【試算結果】

### 制度前提A（現状維持）

- 現在の保険料率（10%）を据え置いた場合、賃金上昇率ケースⅠでは平成30年度から、また賃金上昇率ケースⅡとⅢでは平成29年度から準備金（積立金）が法定準備金を下回る。なお、平成30年度末の準備金は、
- （賃金上昇率ケースⅠ） 5,700億円
  - （賃金上昇率ケースⅡ） 100億円
  - （賃金上昇率ケースⅢ） ▲1,700億円の累積赤字となる。（下記①参照）

### 制度前提A（現状維持）

#### ①現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 800	▲ 1,300	▲ 1,500
	準備金	8,600	9,300	8,600	7,300	5,700
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,600	▲ 3,200	▲ 4,500
	準備金	8,600	9,300	7,700	4,500	100
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,900	▲ 3,800	▲ 5,300
	準備金	8,600	9,300	7,400	3,700	▲ 1,700

#### ②-1 準備金が枯渇する前年度まで保険料率10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 800	▲ 1,300	▲ 1,500
	準備金	8,600	9,300	8,600	7,300	5,700
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,600	▲ 3,200	▲ 4,500
	準備金	8,600	9,300	7,700	4,500	100
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.2%
	収支差	1,600	800	▲ 1,900	▲ 3,800	▲ 3,700
	準備金	8,600	9,300	7,400	3,700	0

（注）準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、③の結果と異なる場合がある。

#### ②-2 準備金が法定準備金を確保することができる年度まで保険料率10%を維持し、準備金が法定準備金を下回る年度以降は法定準備金を確保できる水準の保険料率

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.1%
	収支差	1,600	800	▲ 800	▲ 1,300	▲ 800
	準備金	8,600	9,300	8,600	7,300	6,500
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.2%	10.6%
	収支差	1,600	800	▲ 1,600	▲ 1,300	100
	準備金	8,600	9,300	7,700	6,400	6,500
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.4%	10.7%
	収支差	1,600	800	▲ 1,900	▲ 1,000	100
	準備金	8,600	9,300	7,400	6,400	6,500

（注）準備金が法定準備金を下回る年度の保険料率は、準備金を法定準備金まで取り崩す前提で試算している。

#### ③平成27年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長×0.5	10.0%	9.9%	10.1%	10.2%	10.2%
Ⅱ 0%で一定	10.0%	9.9%	10.2%	10.4%	10.6%
Ⅲ 過去10年間の平均で一定	10.0%	9.9%	10.3%	10.5%	10.7%

（注）平成26年度は10%としている。

**制度前提B（協会要望）：平成27年度から施行**

- 平成27年度以降、国庫補助率を20%（現在は16.4%）に引き上げ、また、被用者保険が負担する後期高齢者支援金の全額（現在は1/3）を総報酬による按分とした場合、現在の保険料率（10%）を据え置くと、全ての賃金上昇率ケースにおいて平成30年度末の準備金（積立金）が法定準備金を上回る。なお、平成30年度末の準備金は、  
 （賃金上昇率ケースⅠ）13,900億円  
 （賃金上昇率ケースⅡ）8,300億円  
 （賃金上昇率ケースⅢ）6,500億円となる。（下記①参照）

**制度前提B（協会要望）：平成27年度から施行**

①現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	2,800	1,300	800	500
	準備金	8,600	11,400	12,600	13,400	13,900
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	2,800	400	▲ 1,100	▲ 2,400
	準備金	8,600	11,400	11,800	10,700	8,300
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	2,800	100	▲ 1,700	▲ 3,300
	準備金	8,600	11,400	11,500	9,800	6,500

②-1 準備金が枯渇する前年度まで保険料率10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	2,800	1,300	800	500
	準備金	8,600	11,400	12,600	13,400	13,900
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	2,800	400	▲ 1,100	▲ 2,400
	準備金	8,600	11,400	11,800	10,700	8,300
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	2,800	100	▲ 1,700	▲ 3,300
	準備金	8,600	11,400	11,500	9,800	6,500

（注）準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、③の結果と異なる場合がある。

②-2 準備金が法定準備金を確保することができる年度まで保険料率10%を維持し、準備金が法定準備金を下回る年度以降は法定準備金を確保できる水準の保険料率

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	2,800	1,300	800	500
	準備金	8,600	11,400	12,600	13,400	13,900
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	2,800	400	▲ 1,100	▲ 2,400
	準備金	8,600	11,400	11,800	10,700	8,300
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	2,800	100	▲ 1,700	▲ 3,300
	準備金	8,600	11,400	11,500	9,800	6,500

（注）準備金が法定準備金を下回る年度の保険料率は、準備金を法定準備金まで取り崩す前提で試算している。

③平成27年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長×0.5	10.0%	9.6%	9.8%	9.9%	9.9%
Ⅱ 0%で一定	10.0%	9.6%	9.9%	10.2%	10.3%
Ⅲ 過去10年間の平均で一定	10.0%	9.6%	10.0%	10.2%	10.4%

（注）平成26年度は10%としている。



**制度前提B（協会要望）：平成28年度から施行**

- 平成28年度以降、国庫補助率を20%（現在は16.4%）に引き上げ、また、被用者保険が負担する後期高齢者支援金の全額（現在は1/3）を総報酬による按分とした場合、現在の保険料率（10%）を据え置くと、賃金上昇率ケースⅠでは平成30年度末において準備金（積立金）が法定準備金を上回るが、賃金上昇率ケースⅡとⅢでは平成30年度から準備金が法定準備金を下回る。なお、平成30年度末の準備金は、
  - （賃金上昇率ケースⅠ） 11,900 億円
  - （賃金上昇率ケースⅡ） 6,200 億円
  - （賃金上昇率ケースⅢ） 4,500 億円となる。（下記①参照）

**制度前提B（協会要望）：平成28年度から施行**

①現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	1,300	800	500
	準備金	8,600	9,300	10,600	11,400	11,900
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	400	▲ 1,100	▲ 2,400
	準備金	8,600	9,300	9,800	8,600	6,200
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	100	▲ 1,700	▲ 3,300
	準備金	8,600	9,300	9,500	7,800	4,500

②-1 準備金が枯渇する前年度まで保険料率10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	1,300	800	500
	準備金	8,600	9,300	10,600	11,400	11,900
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	400	▲ 1,100	▲ 2,400
	準備金	8,600	9,300	9,800	8,600	6,200
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	100	▲ 1,700	▲ 3,300
	準備金	8,600	9,300	9,500	7,800	4,500

（注）準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、③の結果と異なる場合がある。

②-2 準備金が法定準備金を確保することができる年度まで保険料率10%を維持し、準備金が法定準備金を下回る年度以降は法定準備金を確保できる水準の保険料率

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	1,300	800	500
	準備金	8,600	9,300	10,600	11,400	11,900
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	400	▲ 1,100	▲ 2,300
	準備金	8,600	9,300	9,800	8,600	6,300
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.2%
	収支差	1,600	800	100	▲ 1,700	▲ 1,500
	準備金	8,600	9,300	9,500	7,800	6,300

（注）準備金が法定準備金を下回る年度の保険料率は、準備金を法定準備金まで取り崩す前提で試算している。

③平成27年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長×0.5	10.0%	9.9%	9.8%	9.9%	9.9%
Ⅱ 0%で一定	10.0%	9.9%	9.9%	10.2%	10.3%
Ⅲ 過去10年間の平均で一定	10.0%	9.9%	10.0%	10.2%	10.4%

（注）平成26年度は10%としている。

**制度前提B（協会要望）：平成29年度から施行**

- 平成29年度以降、国庫補助率を20%（現在は16.4%）に引き上げ、また、被用者保険が負担する後期高齢者支援金の全額（現在は1/3）を総報酬による按分とした場合、現在の保険料率（10%）を据え置くと、賃金上昇率ケースⅠでは平成30年度末において準備金（積立金）が法定準備金を上回るが、賃金上昇率ケースⅡでは平成30年度から、また、賃金上昇率ケースⅢでは平成29年度から準備金が法定準備金を下回る。なお、平成30年度末の準備金は、
- （賃金上昇率ケースⅠ） 9,800億円  
 （賃金上昇率ケースⅡ） 4,200億円  
 （賃金上昇率ケースⅢ） 2,500億円となる。（下記①参照）

**制度前提B（協会要望）：平成29年度から施行**

①現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 800	800	500
	準備金	8,600	9,300	8,600	9,300	9,800
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,600	▲ 1,100	▲ 2,400
	準備金	8,600	9,300	7,700	6,600	4,200
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,900	▲ 1,700	▲ 3,300
	準備金	8,600	9,300	7,400	5,700	2,500

②-1 準備金が枯渇する前年度まで保険料率10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 800	800	500
	準備金	8,600	9,300	8,600	9,300	9,800
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,600	▲ 1,100	▲ 2,400
	準備金	8,600	9,300	7,700	6,600	4,200
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,900	▲ 1,700	▲ 3,300
	準備金	8,600	9,300	7,400	5,700	2,500

（注）準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、③の結果と異なる場合がある。

②-2 準備金が法定準備金を確保することができる年度まで保険料率10%を維持し、準備金が法定準備金を下回る年度以降は法定準備金を確保できる水準の保険料率

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 800	800	500
	準備金	8,600	9,300	8,600	9,300	9,800
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.3%
	収支差	1,600	800	▲ 1,600	▲ 1,100	▲ 200
	準備金	8,600	9,300	7,700	6,600	6,400
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.1%	10.4%
	収支差	1,600	800	▲ 1,900	▲ 1,100	0
	準備金	8,600	9,300	7,400	6,300	6,400

（注）準備金が法定準備金を下回る年度の保険料率は、準備金を法定準備金まで取り崩す前提で試算している。

③平成27年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長×0.5	10.0%	9.9%	10.1%	9.9%	9.9%
Ⅱ 0%で一定	10.0%	9.9%	10.2%	10.2%	10.3%
Ⅲ 過去10年間の平均で一定	10.0%	9.9%	10.3%	10.2%	10.4%

（注）平成26年度は10%としている。



**制度前提B（協会要望）：平成30年度から施行**

- 平成30年度以降、国庫補助率を20%（現在は16.4%）に引き上げ、また、被用者保険が負担する後期高齢者支援金の全額（現在は1/3）を総報酬による按分とした場合、現在の保険料率（10%）を据え置くと、賃金上昇率ケースⅠでは平成30年度末において準備金（積立金）が法定準備金を上回るが、賃金上昇率ケースⅡとⅢでは平成29年度から準備金が法定準備金を下回る。なお、平成30年度末の準備金は、

- （賃金上昇率ケースⅠ） 7,800 億円  
 （賃金上昇率ケースⅡ） 2,100 億円  
 （賃金上昇率ケースⅢ） 400 億円となる。（下記①参照）

**制度前提B（協会要望）：平成30年度から施行**

①現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 800	▲ 1,300	500
	準備金	8,600	9,300	8,600	7,300	7,800
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,600	▲ 3,200	▲ 2,400
	準備金	8,600	9,300	7,700	4,500	2,100
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,900	▲ 3,800	▲ 3,300
	準備金	8,600	9,300	7,400	3,700	400

②-1 準備金が枯渇する前年度まで保険料率10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 800	▲ 1,300	500
	準備金	8,600	9,300	8,600	7,300	7,800
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,600	▲ 3,200	▲ 2,400
	準備金	8,600	9,300	7,700	4,500	2,100
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 1,900	▲ 3,800	▲ 3,300
	準備金	8,600	9,300	7,400	3,700	400

（注）準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、③の結果と異なる場合がある。

②-2 準備金が法定準備金を確保することができる年度まで保険料率10%を維持し、準備金が法定準備金を下回る年度以降は法定準備金を確保できる水準の保険料率

（単位：億円）

賃金上昇率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,600	800	▲ 800	▲ 1,300	500
	準備金	8,600	9,300	8,600	7,300	7,800
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.2%	10.3%
	収支差	1,600	800	▲ 1,600	▲ 1,300	0
	準備金	8,600	9,300	7,700	6,400	6,400
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.4%	10.4%
	収支差	1,600	800	▲ 1,900	▲ 1,000	0
	準備金	8,600	9,300	7,400	6,400	6,400

（注）準備金が法定準備金を下回る年度の保険料率は、準備金を法定準備金まで取り崩す前提で試算している。

③平成27年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Ⅰ 低成長×0.5	10.0%	9.9%	10.1%	10.2%	9.9%
Ⅱ 0%で一定	10.0%	9.9%	10.2%	10.4%	10.3%
Ⅲ 過去10年間の平均で一定	10.0%	9.9%	10.3%	10.5%	10.4%

（注）平成26年度は10%としている。